

令和2年12月24日

保護者の皆様

大野城市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に伴う学校臨時休業の考え方について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、日頃から本市の教育に対し、御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業は、児童生徒の安全確保を第一に考えて市対策本部で決定しております。この度、臨時休業の取扱いについて下記のとおりとします。また、冬季休業中の緊急連絡先についても記載しておりますので、お読みください。

記

1 学校の臨時休業に関する考え方

- (1) 学校関係者が「濃厚接触者となった」または「濃厚接触者となりうる」場合に、臨時休業を行い、学童保育所も閉所します。

※感染判明後の臨時休業では、それまでの間に感染が拡大して、クラスターが発生する可能性が高まるためです。

- (2) 臨時休業中に、保健所等が上記関係者のPCR検査を実施します。

- (3) 安全と確認された場合は、すみやかに学校を再開します。

- (4) 安全と確認されない場合は以下のようにします。

- ① 保健所等の検査および調査の結果に基づいて、当該学校関係者の最終登校日から最大7日間、学級（または学年）単位で臨時休業します。

学童保育所は当該学級（または学年）の児童以外を対象に開所します。

- ② 臨時休業期間は、感染範囲に基づき保健所と協議して対策本部で決定されます。

2 ご家族がPCR検査を受ける場合や濃厚接触者、あるいは陽性と判定された場合

- ① 必ず学校にご連絡ください。

- ② 学校が電話対応を行わない時間帯や、12月28日(月)～令和3年1月4日(月)の間は、大野城市役所代表番号 092-501-2211にご連絡いただき、「教育指導室と連絡をとりたい」と申し出てください。

3 新型コロナウイルス感染症以外でも、緊急の必要性がある場合

学校または上記代表番号にご連絡ください。

- | | |
|----------|---|
| 緊急の必要性とは | ☒ 犯罪に巻き込まれた可能性がある |
| | ☒ 異常に帰宅が遅く、子どもと連絡がとれない |
| | ☒ 児童生徒の生命の安全に関わる事態が発生した |